

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、予防接種法関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和5年6月30日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種法による予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種台帳により予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、60歳以上65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。)</li><li>・予防接種の接種日、ワクチン種別及びワクチン名(ヒトパピローマウイルス感染症およびロタウイルスワクチンのみ)を予防接種台帳に記録する。</li><li>・予防接種台帳の接種記録を基に未接種者への接種勧奨を実施する。</li><li>・予防接種を受けた者が疾病にかかる、障害状態となる、または死亡し、厚生労働大臣が当該予防接種を受けたことによると認定したときは給付の事務を行う。</li></ul> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種台帳により予防接種対象者へ予診票等を発行する。</li><li>・予防接種の接種日、ワクチン種別及びワクチン名等の情報を予防接種台帳に記録する。</li><li>・予防接種台帳の接種記録を基に、必要に応じて未接種者への接種勧奨を実施する。</li><li>・予防接種を受けた者が疾病にかかる、障害状態となる、または死亡し、厚生労働大臣が当該予防接種を受けたことによると認定したときは給付の事務を行う。</li></ul> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul> <p>国が提供する電子交付アプリを使用しない場合は、申請時に接種券番号がわかる書類(接種券、予防接種済証等)の提出を申請者へ求め、同書類の提出ができない場合等に個人番号がわかる書類を提出してもらう。</p> <p>※評価書対象事務で取り扱う疾病的範囲は、予防接種法第二条第二項及び第三項に規定する「A類疾病」及び「B類疾病」とする。ただし、高齢者のインフルエンザの接種記録等については、業務上使用する必要がなく保持していないため、評価対象外としている。</p> <p>※区民情報系基盤システムの特定個人情報ファイルのシステムの機能については、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携に関する事務 全項目評価書」を参照。</p> <p>※事務の内容の詳細については別紙を参照。</p>
③システムの名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】</p> <p>番号法第9条第1項及び別表第一の10の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】</p> <p>番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	<情報照会の根拠法令> 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の16の2項関係: 第12条の2(予防接種関係情報) 別表第二の17項関係: 第12条の3(医療保険給付支給関係情報) 別表第二の18項関係: 第13条(地方税・住民票関係情報) 別表第二の19項関係: 第13条の2(特別児童扶養手当等関係情報) 別表第二の115の2項関係: 第59条の2(予防接種(新型インフルエンザ等)関係情報)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康政策部感染症対策課	
②所属長の役職名	感染症対策課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	健康政策部大森地域健康課 〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 03-5764-0661 健康政策部調布地域健康課 〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4145 健康政策部蒲田地域健康課 〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1701 健康政策部東糀谷・羽田地域健康課 〒144-0033 東京都大田区東糀谷1-21-15 03-3743-4161 健康政策部感染症対策課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1263	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康政策部健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1262	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

#### 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ○ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 申請時には接種券番号がわかる書類(接種券、予防接種済証等)の提出を申請者へ求め、同書類の提出ができない場合等に個人番号がわかる書類を提出してもらう。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 国が提供する電子交付アプリを使用しない場合は、申請時に接種券番号がわかる書類(接種券、予防接種済証等)の提出を申請者へ求め、同書類の提出ができない場合等に個人番号がわかる書類を提出してもらう。	事前	重要な変更
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年1月14日 時点	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の実施)
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年1月14日 時点	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の実施)
令和5年6月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種法による予防接種】 ・予防接種台帳により予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、60歳以上65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) ・予防接種の接種日、ワクチン種別及びワクチン名(ヒトバビローマウイルス感染症のみ)を予防接種台帳に記録する。 ・予防接種台帳の接種記録を基に未接種者への接種勧奨を実施する。 ・予防接種を受けた者が疾病にかかる、障害状態となる、または死亡し、厚生労働大臣が当該予防接種を受けたことによると認定したときは給付の事務を行う。	【予防接種法による予防接種】 ・予防接種台帳により予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、60歳以上65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) ・予防接種の接種日、ワクチン種別及びワクチン名(ヒトバビローマウイルス感染症およびロタウイルスワクチンのみ)を予防接種台帳に記録する。 ・予防接種台帳の接種記録を基に未接種者への接種勧奨を実施する。 ・予防接種を受けた者が疾病にかかる、障害状態となる、または死亡し、厚生労働大臣が当該予防接種を受けたことによると認定したときは給付の事務を行う。	事後	重要な変更に当たらない。
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の実施)
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数(は500人未満か)	500人以上	500人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の実施)
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日 時点	令和5年5月29日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の実施)